

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年12月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成29年1月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 石野上地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 雉子尾地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 別所山下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 吉田上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 吉田下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 滝の下地区	〃
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下淀シコ地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 砂古地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 池の向地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業) 正月横井地区	〃